

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 7 日現在

機関番号：32402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530344

研究課題名（和文） 近代日本における漁業制度の形成と周辺地域への普及に関する研究

研究課題名（英文） On the Development of the Fishery Systems in Modern Japan and the Applications of Japanese Systems in Neighboring Areas under Japanese Rule

研究代表者

小岩 信竹 (KOIWA NOBUTAKE)

東京国際大学・経済学部・教授

研究者番号：40003636

研究成果の概要（和文）：1901年に最初の漁業法が制定されるまで、多くの議論があり、帝国議会での審議が難航したことが知られている。漁業法案に対する反対論の一つに北海道の漁業者の見解があったことが知られている。本研究は、明治期に漁業法が制定されるにあたっての北海道漁業者の見解を、漁業の実態から解明し、また修正の上制定された明治漁業法が日本の周辺地域に普及していく際の問題点を、朝鮮を事例として解明した。これらの研究により、現行漁業法の前提である明治漁業法の性質を考察した。

研究成果の概要（英文）：When the first fishery law was established in Japan in 1901, there were some arguments against the law. The opposite views were given by several groups and one of them was the group of fishermen in Hokkaido. The research on the background of the views of fishermen in Hokkaido was made and the process of the application of the Meiji fishery law in Korea under Japanese rule was also analyzed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：漁業制度・明治漁業法・漁業組合

1. 研究開始当初の背景

日本の漁業制度は、特に沿岸の漁業資源利用の仕組みに特徴があり、漁業者団体に優位性を持たせている。このような仕組みは現行漁業法に組み込まれているが、現行漁業法の前身である明治漁業法にも同様の既定がある。明治漁業法においては、漁業組合に専用漁業権が認められ、漁業者団体はその権利を享有できたのである。

ところで、研究史を振り返ると、これまで

の近代日本の漁業制度形成過程の研究は、国内の伝統的な漁業地域を実証の対象として江戸時代からの慣行の継続について、その程度を探るといったものが大半であった。しかし、実際の漁業法の立法過程においては、伝統的な漁業が希薄であった地域であった北海道の漁業者の意見が影響を与えたことが指摘されている。そこで、本研究では北海道に着目し、北海道の新興漁業者が発言権を持ち、国会審議にまで影響を与えた経過を解明し

た。

北海道の新興漁業とはニシン漁業およびサケ・マス漁業、コンブ漁業などである。これらの漁業者は、漁業法成立以前から漁業権を所有し、自らの権益を守っていた。こうした権益を、漁業法の立法は侵害する可能性がある。そこで北海道の漁業者たちは、漁業法の立法に対して意見を述べたのである。本研究はその経過と、帰結を解明した。

次に、1901年に成立した漁業法は1912年に修正され、明治漁業法として体系化されたが、この法律は樺太、朝鮮、台湾に施行されていく。樺太については、研究代表者である小岩はこれまでにいくつかの論文を書き、日本の明治漁業法が適用される際の手順を明らかにし、漁業組合や地先専用漁業権に関する部分の適用が遅れたことを示した。そこで、本研究では、朝鮮での漁業法施行の実態がどのように進んだのかを解明した。特に、朝鮮における漁業組合と、漁業組合が保持した漁業権の内容を、日本人が関係した漁業組合の成立過程や、機能に着目して解明した。

こうして近代日本の明治漁業法を柱とする漁業制度が持っていた近代漁業促進の側面や、日本周辺地域で施行された実績の評価を行った。

2. 研究の目的

本研究は、近代日本の漁業制度が如何にして成立したのか、また樺太に加えて朝鮮に施行され、どのように機能したのかを解明し、明治漁業法が持っていた、沿岸漁業の維持・限定と近代漁業の促進の二側面がどのように両立していたのかを解明しようとするものである。特に、北海道での反対論は、大規模漁業者が漁業法の内容に危惧を持っていたことを示しているので、このことの意義を解明し、明治漁業法の性格について、通説的な理解を再検討する。

こうした研究は、明治漁業法の特徴の一つといわれる漁業組合に対して与えられた地先専用漁業権の意義を問い直す意味を持つ。北海道の大規模漁業者は、漁業法制定の審議過程の初発時点で、これにより既得権益を侵害されることを危惧したのである。また、この権利は、樺太や朝鮮においては他の漁業権の設定の後に認められたのである。こうした事情の意義を考察し、明治漁業法の性格を問い直すことが研究の目的である。

3. 研究の方法

研究の主要な対象を、伝統的な漁業が希薄であった辺境地帯とし、北海道の漁業者がどのような立場から明治漁業法の立法過程に影響を与えたのかを解明する。また、朝鮮の迎日湾の迎日漁業組合に着目し、漁業法施行の実態がどのように進んだのかを解明す

る。このため、以下の順に研究した。

第1に、北海道の大規模漁業者が漁業法に対して取った態度を解明し、明治漁業法の特徴である漁業組合の北海道における展開過程と、大規模漁業者の関係を解明するために、北海道立文書館の漁業関係公文書を調査し、分析を行った。

第2に、朝鮮に対する明治漁業法の適用の過程を解明し、特に漁業組合成立過程およびその特徴を明らかにするために、東京、札幌、ソウルに所在する文書を収集し、分析した。また、日本人関係の漁業組合が所在した韓国、浦項市を実地調査した。

第3に、すでに研究済みの樺太も含め、周辺地域への明治漁業法の普及過程とそこから知られる明治漁業法体制の性格を、先行研究の文献的な研究も含めて実施した。

4. 研究成果

北海道に関しては、漁業法成立以前に多数の漁業組合が成立し、同業組合として活動していた。それらは漁業法成立以後、水産組合として活動したが、活動は活発であった。こうした漁民組織と、漁業体制の仕組みの存在が、漁業法制定に北海道漁民が疑念を抱いた理由の一つであった。これに加え、ニシン等の定置網漁業者の利害があった。こうして漁業組合と併存する漁民組織や漁業活動の重要性が確認できた。

漁業法成立後、漁業組合は漁業権の享有主体として水産組合と併存して活動した。漁業組合は共同施設の規程を持つなど、機能の充実が期待されたが、それが本格化するのには昭和期に入ってからであり、ニシン漁業が停滞することにより、漁村への政策的な対応が求められてからである。

水産会の設立が政府によって進められると北海道では水産組合が水産会の支部に編成替えされ、水産加工品の検査事業などで存在感があった。しかし、水産加工品検査の道営化が進められると、水産組合が編成替えされた北海道の水産会は機能が縮小した。その一方で漁村振興にはたす漁業者団体の重要性は増し、漁業組合がその中心になるようになる。昭和8年の漁業法改正に伴い、漁業組合の漁業協同組合への再編が進み、新しい組合は事業を拡大していく。

水産組合の水産加工品検査機能が重要であったことや、それが水産会に取って代わられ、また、水産加工品検査に府県の機能が加わっていくという動向は北海道以外でも同じであるが、北海道においては、漁業法成立以前に同業組合的な漁業組合が多数結成されて機能し、それが水産組合に編成替えされた後も、新たな漁業組合と協力して、漁業組合以上の機能を持ったことが特徴である。その基礎には、強固なニシン漁業者など、固有

の漁業権を持った漁業者の存在があった。しかし、こうした体制もニシン漁業の停滞とともに変化し、漁業組合の共同施設を利用した漁村振興策に依存する度合いが高まっていた。

朝鮮については、1908年に漁業法が成立したが漁業組合の規程はなく、1911年に公布された朝鮮漁業令で漁業組合が認められた。この後、漁業組合の設置が進む。

日本人の韓海への出漁は、1883年に日本人貿易規則、次いで同1889年に日韓通漁規則が制定されて出漁の法的な根拠が作られ、また遠洋漁業奨励法の対象にも含まれたこともあり、特に西日本の諸県で奨励された。こうした通漁には陸上の拠点が必要であり、缶詰業者が評価する裸潜水漁業の通漁がはじまると、一層根拠地の必要性が増してきた。こうしたなかで、通漁者と現地住民の間でトラブルが発生したこともあり、漁業制度の法制化が求められた。日本の通漁者や通漁者を送り出す日本の行政当局には、制度的な整備の必要性があった。

韓海への通漁において操業された漁業は、伝統的な漁業だけではなく近代的な漁業もあった。日本より早くロシアが進めていた捕鯨業やサバ巾着網漁業のなかの発動機船によるものは近代的な漁業の代表的な事例であったが、これらも朝鮮に根拠地が必要であった。従ってこうした漁業も朝鮮での漁業法制度の整備により進展した。そうした漁業の担い手には林兼商店のような日本を代表する漁業会社が含まれていた。大韓帝国や朝鮮総督府は必ずしも日本人漁業者のためだけに漁業法制度の整備を行ったのではないが、結果的に日本人漁業者の要求を満たすことになったといえる。

漁業の法制度の整備が一段落すると朝鮮総督府は沿岸各地での漁業組合結成を奨励するようになるが、主立った漁業権が設定されたあとでは、沿岸漁民の権利の擁護には困難があった。植民地統治が進む中での漁業法制度の整備は在来的な沿岸漁民の権利への配慮が不十分なまま進められていった。

本研究では日本人が関わった漁業組合を事例分析した。その結果、広島鰯網漁業組合などのように日本人のみの漁業組合や、迎日湾漁業組合などのように、日本人と朝鮮人が加入している組合であっても漁業者の操業規模に格差があり、日本人が優位にあって組合などがあつた。このほか、日本人と朝鮮人が加入し、一本釣りやサバ巾着網漁業を個々に行いつつ、多くの沿岸漁民が採藻漁業を行う、本来の地域に密着した漁業組合もあった。漁業組合が明治漁業法の趣旨に合う地域密着型だけではなく、日本人のみの漁業組合など、明治漁業法の趣旨からはずれた適用をされている事例の存在は、明治漁業法の構

成自体において、漁業組合と専用漁業権が法体系の一部にすぎないことを示している。このような分析結果が導き出された。

現行の日本の漁業法は第二次世界大戦後に制定されたものであるが、基本的な枠組みは明治漁業法を受け継いでいる。漁業権の仕組みなどはその例である。明治漁業法の特徴の一つは、漁業組合に専用漁業権を付与していることである。これは現行漁業法でも漁業協同組合に共同漁業権を付与することになっていることと対応している。本研究によって、明治漁業法のこの特徴が、明治漁業法が持つ資本主義的性質と矛盾するものではなく、一つの側面にすぎないことを、漁業法の成立過程および近隣地域への普及の過程から証明できたと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

1 小岩信竹「昭和初年における地方水産業改革の方向—青森県の事例—」『東京国際大学論叢経済学部編』48, 2013年所収, pp. 31~48

2 小岩信竹「近代北海道における漁業組合と水産組合の活動」『東京国際大学論叢経済学部編』47, 2012年所収, pp. 13~32

3 小岩信竹「朝鮮漁業令公布以後の朝鮮における漁業組合の展開—日本人関係漁業組合の事例—」『人間科学研究 (日本大学)』9, 2012年所収, pp. 231~259

4 小岩信竹「日韓併合下の朝鮮における水産物の流通について—統営及び釜山における日本人の活動—」『市場史研究』31, 2012年所収, pp. 59~73

5 小岩信竹「近代朝鮮の漁業制度展開と日本人の韓海出漁」『東京国際大学論叢経済学部編』45, 2011年所収, pp. 1~14

6 小岩信竹「近代における漁業組合の諸相—青森県の事例—」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』2, 2011年所収, pp. 123~148

7 小岩信竹「日本統治下の樺太漁業と漁業制度の転換」『東京国際大学論叢. 経済学部編』42, 2010年所収, pp. 1~15

[学会発表] (計1件)

1小岩信竹「明治漁業法体系の周辺地域への移植とその問題点—日本支配下の朝鮮の事例—」市場史研究会, 2010年12月5日、東

京海洋大学越中島キャンパス

〔図書〕(計 1 件)

図書分担執筆

1 神奈川県国際常民文化研究機構編『国際常民文化研究叢書第2巻 日本列島における水産史に関する総合的研究』2013年刊行、分担執筆

小岩担当部分、「近代における青森県下北漁村をめぐる漁場紛争の展開」 pp.41～58

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小岩信竹 (KOIWA NOBUTAKE)

東京国際大学・経済学部・教授

研究者番号：40003636